

◆実態調査結果の概要

○調査目的

富山県工賃向上支援計画の改定にあたり、就労継続支援事業所等、就労継続支援事業所等を利用する障害者及び一般企業の実態、ニーズ、課題等を把握するもの。

○調査方法

郵送によるアンケート調査

○調査実施概要

調査対象	有効回答数 (回収率)	調査期間
平成22年度末指定事業所 69 就労継続支援A型事業所 4 就労継続支援B型事業所 59 旧法授産施設 6	67 (97.1%)	平成23年11月2日 ～ 11月20日
平成23年10月1日現在で就労 継続支援事業所等を利用する障害 者1,594名	1,170 (73.4%)	平成23年11月2日 ～ 11月30日
県内企業700社 (県内に本社・支店等を有する企業 の中から無作為で抽出)	236 (33.7%)	平成23年11月15日 ～ 12月5日

1 就労継続支援事業所等の現状

(1) 利用者数・運営状況

1 事業所あたりの「平均利用者数」は 24.4 人、「平均常勤職員数」が 5.3 人、「平均非常勤職員数」が 2.4 人であった。また、「事業所平均開所日数」は 245 日、「平均就業時間数」は 4.6 時間であった。

【利用者数】

平均定員数		平均利用者数	比率
25.9人		24.4人	100.0%
利用者 内 訳	身体	2.2人	9.1%
	知的	13.8人	56.8%
	精神	8.2人	33.7%
	その他	0.1人	0.4%

【職員数】

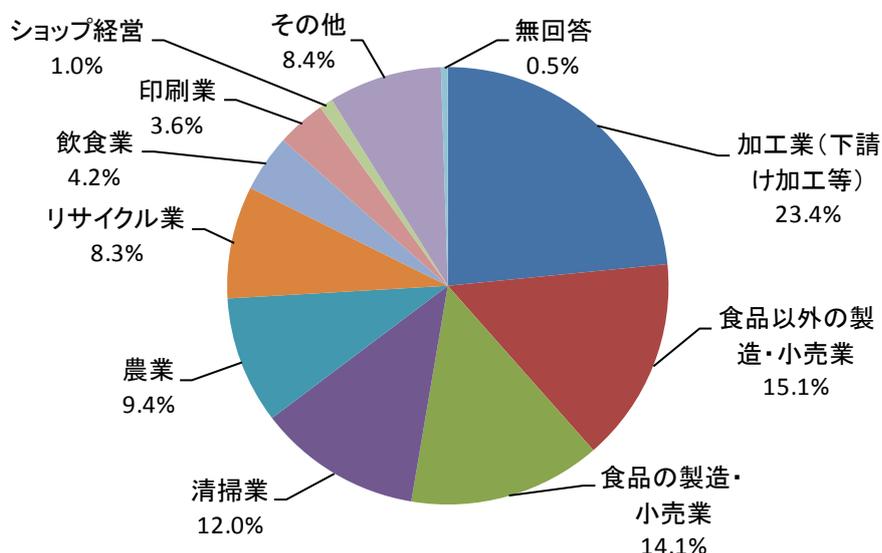
事業所種別	平均常勤職員数	平均非常勤職員数
就労継続支援A型事業所	5.3人	1.0人
就労継続支援B型事業所	4.9人	2.2人
身体障害者入所授産施設	11.0人	7.5人
身体障害者通所授産施設	7.0人	2.0人
知的障害者入所授産施設	22.0人	9.0人
知的障害者通所授産施設	4.5人	2.5人
事業所平均	5.3人	2.4人

【開所日数・就業時間】

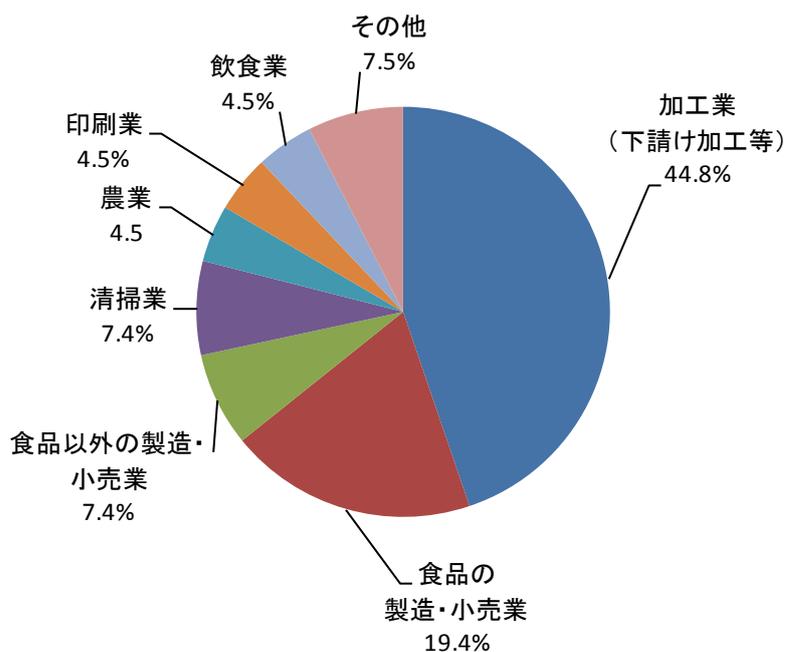
事業所種別	事業所平均開所日数	平均就業時間数
就労継続支援A型事業所	237日	4.9時間
就労継続支援B型事業所	246日	4.5時間
身体障害者入所授産施設	241日	6.4時間
身体障害者通所授産施設	241日	5.0時間
知的障害者入所授産施設	203日	2.0時間
知的障害者通所授産施設	254日	5.0時間
事業所平均	245日	4.6時間

(2) 現在取り組んでいる事業

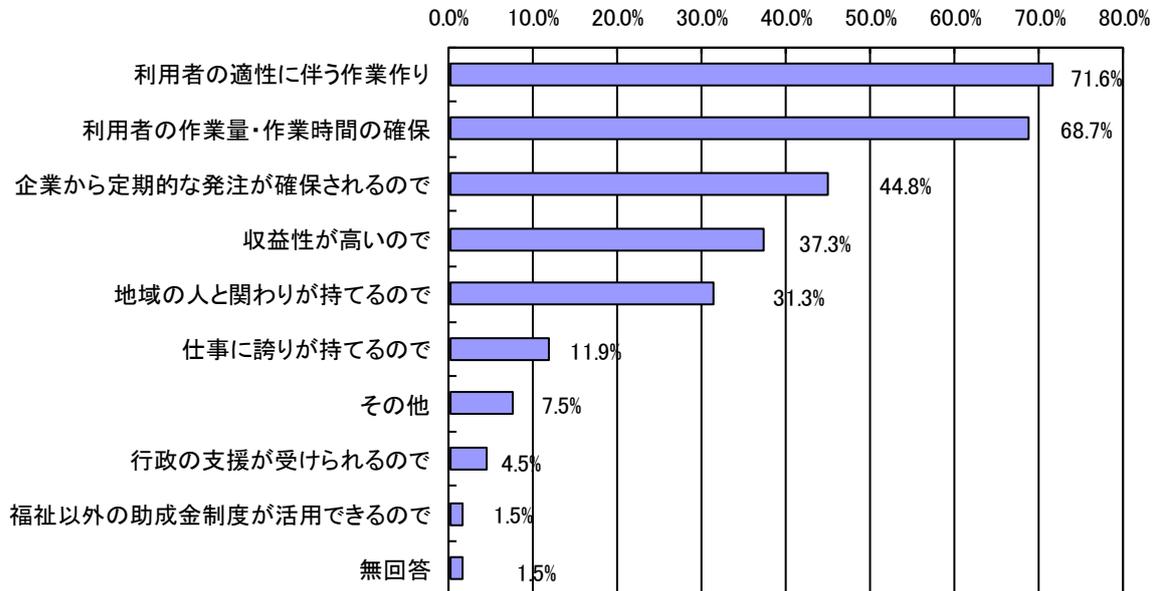
現在取り組んでいる事業の内容を複数回答で伺った。「加工業(下請け加工等)」が23.4%と突出して高く、「食品以外の製造・小売業」(15.1%)、「食品の製造・小売業」(14.1%)と続いている。



主力事業(年間売上構成比率が最も高い事業)は、「加工業(下請け加工等)」が44.8%と突出して高く、「食品の製造・小売業」(19.4%)、「食品以外の製造・小売業」「清掃業」(7.4%)と続いている。



主力事業に取り組もうと思った動機は、「利用者の適正に伴う作業作り」が71.6%、「利用者の作業量・作業時間の確保」が68.7%と突出して高く、「企業から定期的な発注が確保されるので」(44.8%)、「収益性が高いので」(37.3%)、「地域の人と関わりが持てるので」(31.3%)と続いている。



(3) 売上状況

平成22年度の事業別売上高の合計をみると「食品の製造・小売業」が約147百万円と最も多く、「加工業（下請け加工等）」(約139百万円)、「農業」(約106百万円)と続いている。これらの3業種で全体の7割以上の売上を占めている。1事業所あたりの年間平均売上高は、8,067千円となっている。

事業内容	売上高	売上構成比
食品の製造・小売業	146,880千円	27.2%
加工業（下請け加工等）	139,045千円	25.7%
農業	105,878千円	19.6%
印刷業	39,691千円	7.3%
清掃業	27,691千円	5.1%
食品以外の製造・小売業	27,131千円	5.0%
飲食業	19,863千円	3.7%
リサイクル業	4,308千円	0.8%
ショップ経営	2,449千円	0.5%
その他	27,523千円	5.1%
合計	540,459千円	100.0%
平均	8,067千円	67事業所

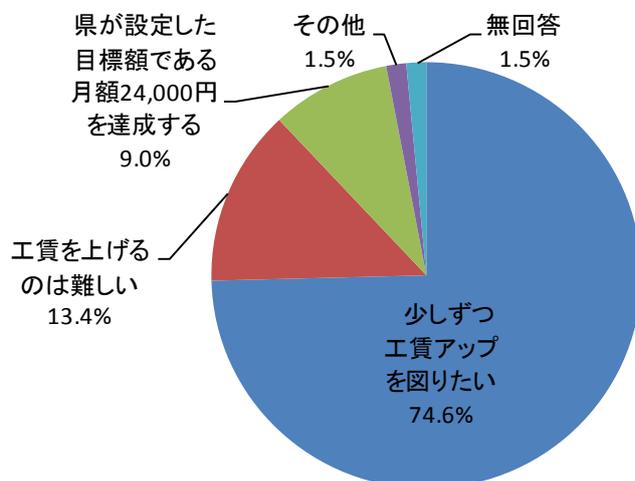
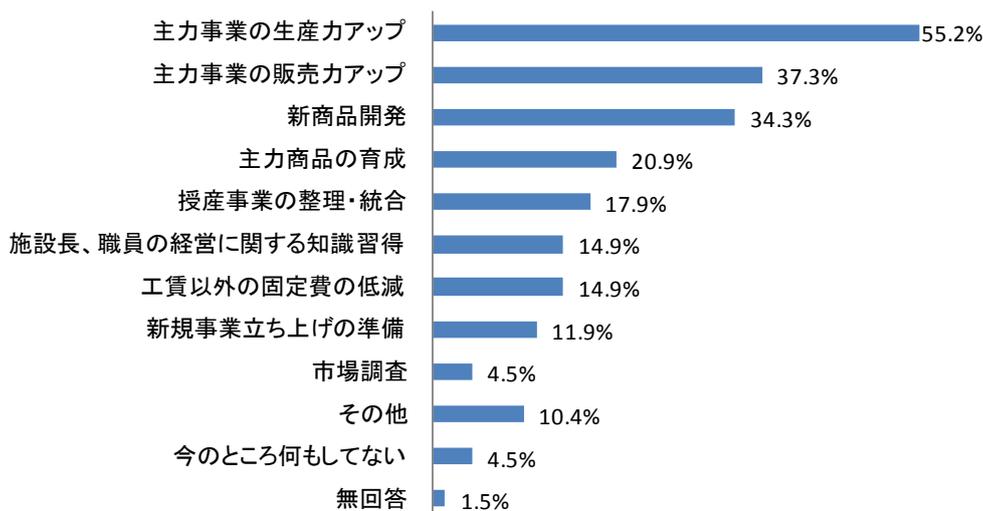
(4) 工賃引上げ計画と職員の工賃向上に対する意識

工賃引上げ計画の作成と職員の工賃向上に対する意識について伺った。工賃引上げ計画を「作成している」が41事業所、「作成していない」が26事業所となっている。また、職員の工賃向上に対する意識について「向上した」が57事業所、「向上していない」が10事業所となっている。

項目		事業所数	平均売上金額(千円)
職員の工賃向上に対する意識	向上した	57	8,849
	向上していない	10	3,608
工賃引上げ計画	作成している	41	8,957
	作成していない	26	6,663

(5) 工賃向上に向けた取組

工賃向上に向け、現在取り組んでいることについて複数回答で伺った。「主力事業の生産力アップ」が55.2%と最も高く、「主力事業の販売力アップ」(37.3%)、「新商品開発」(34.3%)と続いている。また、今後の工賃向上の目標については、「少しずつ工賃アップを図りたい」と考えている事業所が74.6%、「工賃を上げるのは難しい」と考えている事業所が13.4%となっている。



(6) 工賃向上を行うにあたり、支障となる課題や問題点

工賃向上を行うにあたり、支障となる課題や問題点を複数回答で伺った。「利用者の問題」「職員の問題」と人に関する問題が多くあげられている。

課題項目	回答数	主な自由意見
利用者の問題	38	体調により通所が安定せず、作業量の確保が難しい
		高齢化に伴う作業種の制限、時間の制限
		お金に対する認識が低く、作業への意欲につながらない人が多い
		利用者個々の作業性のバラツキが多いので、職員負担が重い
職員の問題	38	職員配置に余裕がなく、営業する時間がなく、また、商品開発が困難
		障害に対する専門性の向上と、工賃引上げへの意識の両方は現実的に難しい
		日々の仕事に追われ、長期的な課題解決がおろそかになる
		営業力の強化、専門知識の習得
企業対策	28	景気により作業の発注量に変動がある
		納期が短く、作業工程の複雑な仕事が増えている
		単価が低く抑えられている
		精神障害者に対する差別・偏見が、まだまだ根強い
資金不足	19	設備投資ができず、効率的な製造ができない
		職員のやる気が出る給与が支払えない
その他	11	原材料費の高騰
		企業と施設を橋渡しする場があればいい

(7) 行政に期待する支援策

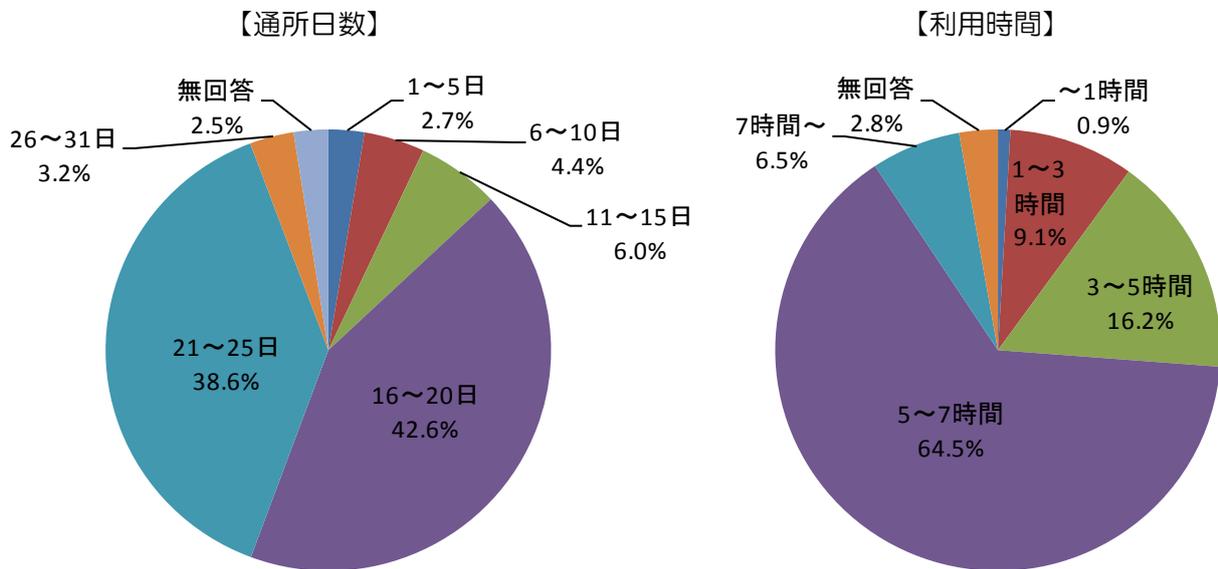
行政に期待する支援策を複数回答で伺った。「仕事の斡旋」「情報提供」といった支援策に多くの期待が寄せられている。

課題項目	回答数	主な自由意見
仕事の斡旋	36	清掃業務や庭園管理等の公共施設での優先的な作業
		官公需の発注や拡大
情報提供	28	成功事例や施設外就労に取り組む企業の情報提供をしてほしい
		仕事を発注してくれる企業の内容・単価等の情報を提供してほしい
		各種イベント等の出展情報を提供してほしい
企業対策	23	マッチングフェスタなど企業と対話できる機会を設定してほしい
		施設外就労を積極的に導入するよう広報・啓発してほしい
		障害者や事業所に対する理解を深めてほしい。
資金面	20	施設改修や備品等に助成してほしい
		生産拡大等に伴う資金を助成してほしい
制度面	18	現行の工賃向上支援事業を継続してほしい
		企業が工賃向上に積極的になれるような制度を作してほしい
その他	7	作業場としての空家の情報提供など

2 就労継続支援事業所等を利用する障害者のニーズ

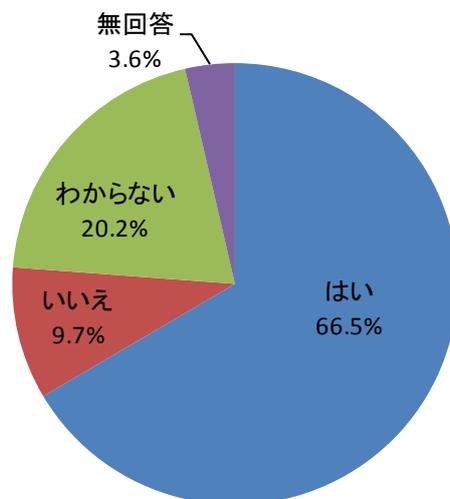
(1) 通所日数・利用時間

1か月の通所日数は16～25日の間で大半を占めているが、15日以下の方も13.1%にのぼる。また、1日あたりの利用時間は、5～7時間が半数以上となっているが、3時間以下の方も10%となっている。



(2) 仕事への満足度

現在の仕事について満足しているか伺った。「はい」が66.5%と最も多く、「わからない」(20.2%)、「いいえ」(9.7%)と続いている。



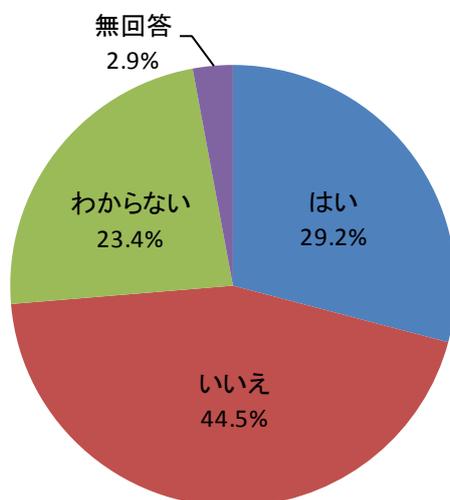
(3) 1か月の収入の状況（平成23年9月）について

1か月の収入を伺った。収入額の78%が「障害年金」で占めており、続いて「工賃」が18%となっている。

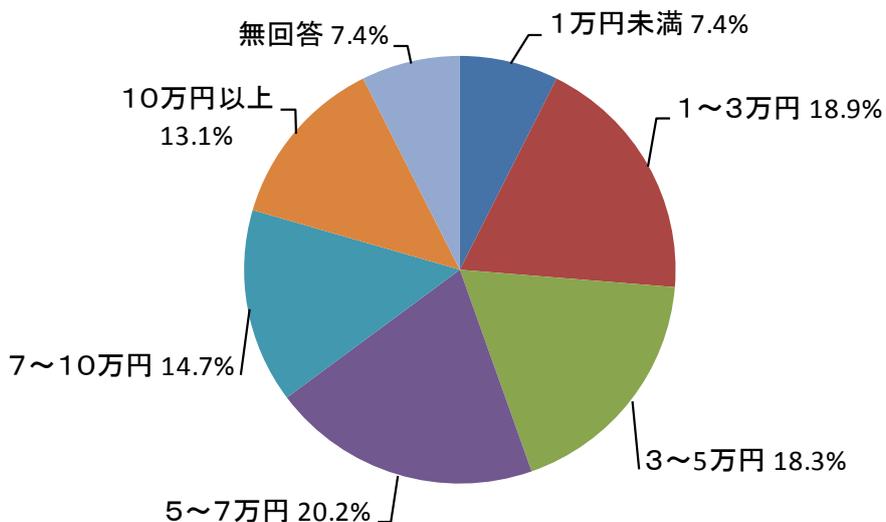
区分	平均金額	比率
工賃	13,427円	18%
障害年金	59,350円	78%
その他	3,067円	4%
計	75,845円	—

(4) 工賃について

工賃額について満足しているか伺ったところ、「いいえ」が44.5%と最も多く、「はい」と回答のあったのは29.2%にとどまっている。

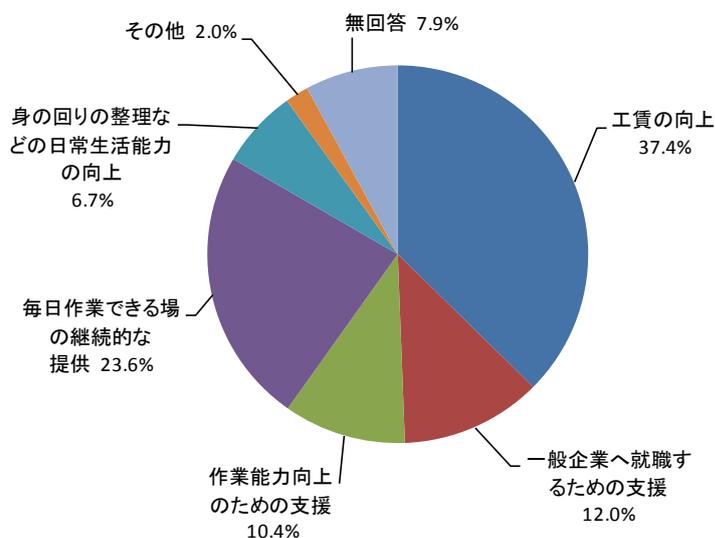


安定した生活を送るために必要な工賃は月額いくらか伺った。「5~7万円」が20.2%と最も多く、「1~3万円」(18.9%)、「3~5万円」(18.3%)と続いている。



(5) 事業所への要望について

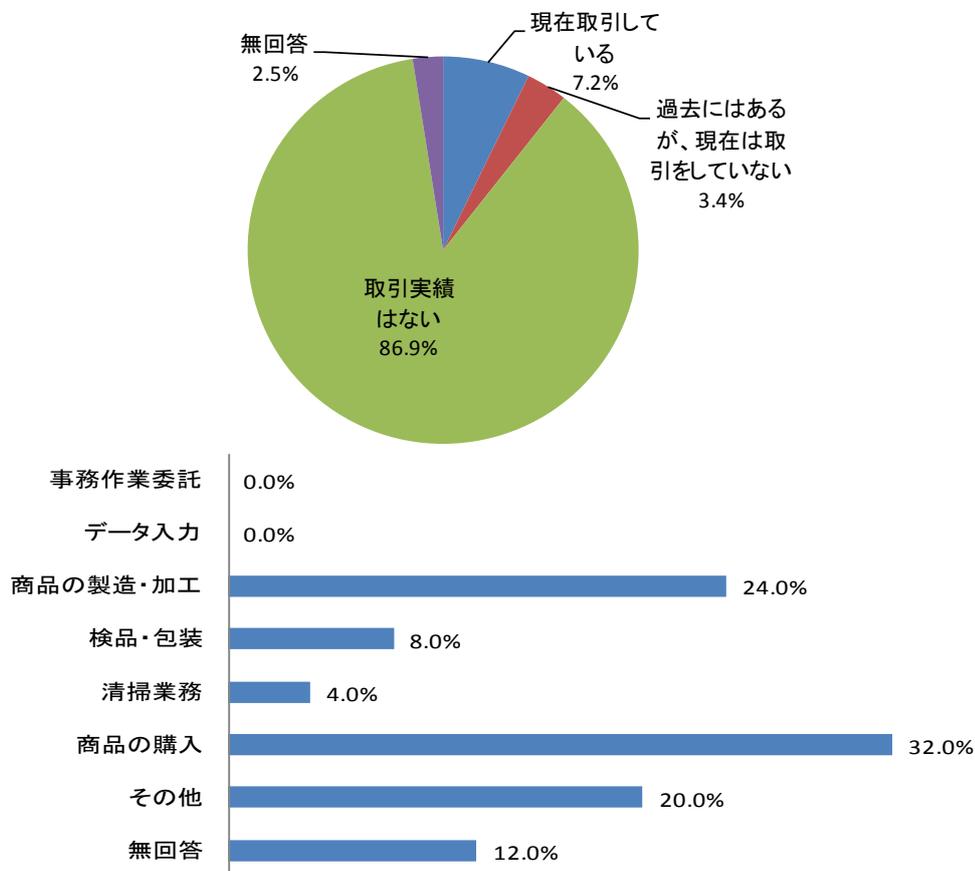
事業所への要望について伺った。「工賃の向上」が37.4%と最も高く、「毎日作業できる場の継続的な提供」(23.6%)「一般企業へ就職するための支援」(12.0%)と続いている。



3 企業の意識調査

(1) 事業所との取引実績

現在、就労継続支援事業所等と取引のない企業は、90.3%と圧倒的に多く、取引のある企業は、7.2%にとどまっている。取引の内容は、「商品の購入」が32.0%と最も多く、「商品の製造・加工」(24.0%)、「検品・包装」(8.0%)と続いている。



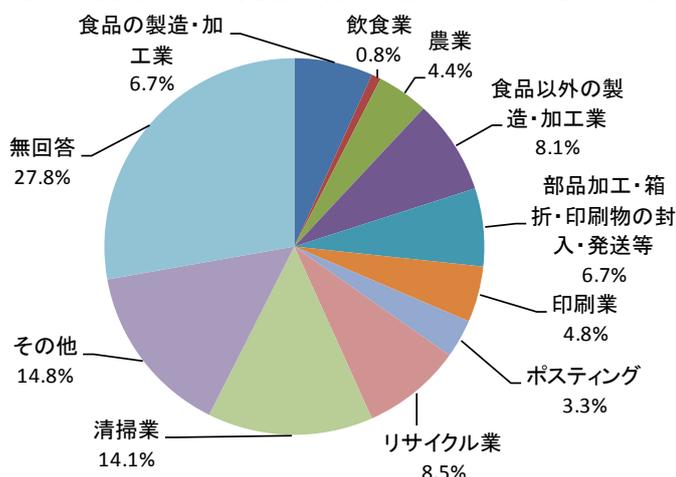
(2) 取引に対する評価

これまで、取引実績のある25企業に取引に対する評価を伺った。「大変満足」「満足」が半数以上であるが、「不満」「大変不満」との回答もある。

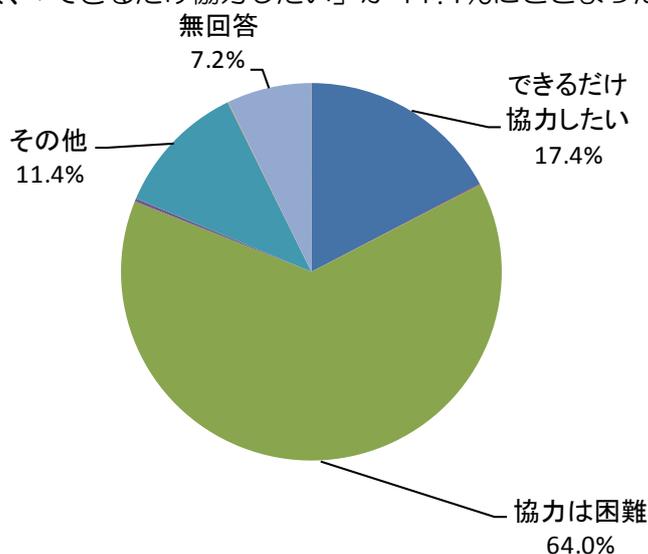
区分	大変満足		満足		不満		大変不満		無回答	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
品質	2	8.0%	12	48.0%	4	16.0%	0	0.0%	7	28.0%
価格	4	16.0%	10	40.0%	4	16.0%	0	0.0%	7	28.0%
スピード	3	12.0%	10	40.0%	5	20.0%	0	0.0%	7	28.0%
依頼数量への対応	2	8.0%	12	48.0%	4	16.0%	0	0.0%	7	28.0%
担当職員の対応	5	20.0%	9	36.0%	3	12.0%	0	0.0%	8	32.0%

(3) 今後の事業連携について

取引が可能な事業内容について複数回答で伺った。「清掃業」が14.1%と最も多く、「リサイクル業」(8.5%)、「食品以外の製造・加工業」(8.1%)と続いている。

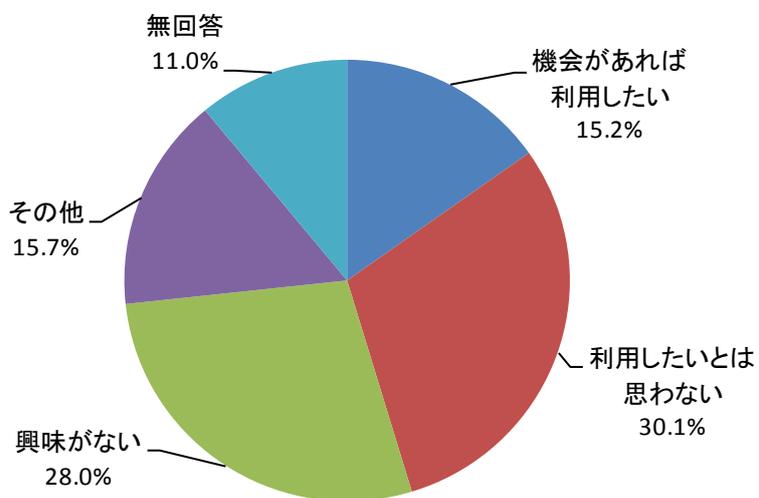


事業所との連携強化や雇用促進に向けた支援策の協力意向について伺った。「協力は困難」が64.0%と多く、「できるだけ協力したい」が17.4%にとどまった。



(4) 施設外就労について

施設外就労制度の関心について伺った。「利用したいとは思わない」「興味がない」との回答が過半数を占め、「機会があれば利用したい」は 15.2%にとどまった。



◆工賃が向上した事業所の取組事例

◎自主製品の生産

事業所名	工賃月額（円）		主な事業	取組内容
	H18	H22		
ワークハウス 劔（上市町）	8,704	27,776	パン製造	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者数17人 ・経営コンサルタントの指導のもと、収益性のない物作りをやめた。 ・新規事業としてパン製造を開始。積極的な販路拡大に努め、売れ残りのないよう、職員への指導が徹底されている。
ウォーム・ワークやびなみ（富山市呉羽）	3,598	9,859	養卵	<ul style="list-style-type: none"> ・就労者数38人 ・従前は販売先を確保できていなかったが、経営コンサルタントの指導により、JAの直売所などに販売先を拡大でき、売上が増加した。

◎施設外就労

事業所名	工賃月額（円）		取組内容
	H18	H22	
わかくさ作業所（魚津市）	15,027	21,031	<p>就労者数23人中、障害者4名と事業所職員1名が次のとおり施設外就労している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H22年11月開始 石川製麺(株) ・週5日間、11時～16時 ・業務内容 粉末スープ袋、かやく袋を1セットに組む作業など（本格的製麺作業の付随作業的処理） ・請負金額 8,000円/日（2,000円/人） →工賃 30,000円～40,000円 <p>H21は洗濯物たたみで12,000円の工賃だった者が現在40,000円の工賃となっている。</p>
障害福祉サービス事業 南砺事業所（南砺市）	7,990	16,309	<p>就労者数54人中、次のとおり施設外就労している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H14:2名 H15:3名 H19:4名 H22:5名 ・H14年10月開始 有エーカン社（南砺市） ・週5日間、9時～15時 ・業務内容 ダンボール箱に緩衝材を接着させる作業 ・請負金額 歩合制（1つ完成で9円） →工賃 20,000円～30,000円

◎農業

事業所名	工賃月額（円）		取組内容
	H18	H22	
地域共働作業所 報恩の家（富山市八尾）	19,477	34,603	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の転作田を借りて実施 ・主な作物は、米、ジャガイモなどの野菜、花苗など ・漬物や味噌、惣菜瓶詰などの加工品も製造 ・当初、地元農家から技術指導を受ける
作業センター ぶじなみ（富山市呉羽）	14,183	17,939	<ul style="list-style-type: none"> ・就業者数38人 ・椎茸の栽培 ・8割以上は市場へ出荷

※ 平成23年11～12月に実施した実態調査より。

◆第2期富山県工賃向上支援計画 策定経過

富山県工賃向上支援計画検討委員会

平成23年10月11日 第1回

第1期計画の進捗状況について
第2期計画の策定について
実態調査の実施について

平成24年 1月24日 第2回

実態調査の結果について
第2期計画（素案）について
・これまでの取組みと課題
・取組の方向性
・目標工賃額について

平成24年 8月 6日 第3回

計画（案）について
目標工賃額について

事業所等の実態調査

平成23年11月 2日
～ 12月 5日

実態調査
就労継続支援事業所の実態調査
利用者（保護者）ニーズ調査
企業の意識調査

事業所に対する意見の募集等

平成24年 3月 7日

事業者説明会（就労継続支援B型事業所）
第2期計画（素案）について
事業所における工賃向上計画策定の周知について

平成24年 5月14日
～18日

就労継続支援A型事業所からの意見募集及び工賃向上
計画策定の周知

◆富山県工賃向上支援計画検討委員会設置要領

(目的)

第1条 富山県内の障害福祉サービス事業所等で働く障害者の工賃の向上を図る「富山県工賃向上支援計画」(平成20年3月策定、以下「現計画」という。)の評価・検証と新たな計画の策定について協議するため、「富山県工賃向上支援計画検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行う。

- (1) 現計画の評価・検証に関すること。
- (2) 新たな計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって構成し、その構成は別紙のとおりとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員が互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成24年4月1日から平成24年9月30日までとする。ただし、補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者の意見)

第7条 委員会は必要に応じて関係者の意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は富山県厚生部障害福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月1日から施行する。

別紙

区分	職名	氏名
施設	全体	富山県社会就労センター協議会長 中田 匡
	身体	富山県社会就労センター協議会副会長 (マーシ園施設長) 中島 真市
	知的	富山県知的障害者福祉協会会長 谷井 晃
	精神	富山県精神障害者社会復帰施設連絡協議会長 濱崎 邦正
当事者	身体	高志授産ホーム・高志福祉作業センター保護者会長 松澤 成彦
	知的	(社) 富山県手をつなぐ育成会常務理事 若林 清彦
	精神	富山県精神障害者家族連合会相談役 (前富山県精神障害者家族連合会長) 佐藤 勉
経済	富山経済同友会事務局長 江畑 賢一	
	富山県中小企業団体中央会事務局長 江下 修	
就労支援	富山障害者就業・生活支援センター長 尾崎むつ子	
	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 森本 滋	
	富山障害者職業センター所長 (菊 信幸)	
専門家	富山国際大学現代社会学部教授 長尾 治明	
	(財) 富山県新世紀産業機構中小企業支援センター プロジェクトマネージャー 蒲田 龍性	
	前(社) 富山県農林水産公社 理事 田中 善憲	
行政	富山県市長会事務局長 佐伯 進	
福祉	富山県社会福祉協議会専務理事 石坂 博信 (海野 進)	

※ 氏名の()内は、前任者

◆障害者の働く場に対する発注促進税制

障害者の「働く場」に対する発注促進税制の創設

【概要】

○ 障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する減価償却資産の割増償却を認める。(法人税等の軽減)

- 減価償却資産は、事業に使用されているもののうち、現事業年度を含む過去3事業年度以内に取得したものが対象。(例:建物・冷暖房設備、照明設備、機械、車両、備品など「1年以上の長期保有資産」※詳細は別紙)
- 発注には業務を下請けした場合のみならず、自家生産した商品を売買した場合等も含む。

【税制優遇対象者】

○ 青色申告者である全ての法人又は個人事業主が対象。

【適用期間】

○ 5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)の時限措置

【割増償却額】

○ 割増して償却される限度額は前年度からの発注増加額(※)

→ 前年度に発注が無い場合は、当該年度の「発注額」がそのまま「発注増加額」となる。

(※)ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度する。

【対象となる発注先】 ※税制優遇の対象となる障害者の「働く場」(予定)

- ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援事業所(A型・B型) ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う施設) ・地域活動支援センター
- ・旧授産施設(身体・知的・精神) ・旧福祉工場(身体・知的・精神)
- ・障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

障害者の「働く場」への発注促進税制(イメージ)

授産施設等 ← 発注額が増加した場合 → 企業

※障害者の「働く場」
就労継続支援事業所
特例子会社
重度障害者多数雇用事業所 等

割増償却

減価償却資産

〔現事業年度を含む3事業年度以内に取得したものが対象〕

【具体例】

- ・減価償却資産が1,000万円(償却期間10年、定額法)
- ・発注増加額が20万円の場合

償却限度額(①+②) 120万円	=	普通償却限度額(①) 100万円 (1,000万円×10%)	+	発注増加額(②) 20万円(※)
---------------------	---	-----------------------------------	---	---------------------

償却限度額 = 普通償却限度額 + 前年度からの発注増加額(※)

〔※ 対象となる固定資産の普通償却限度額の30%を限度とする。〕

◆「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

(障発0411第4号平成24年4月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

これまでの「工賃倍増5か年計画」については、都道府県レベルでの計画策定、関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点が置かれ、工賃向上への取組を推進されてきたところであるが、個々の事業所レベルにおいては、必ずしも全ての事業所での計画策定が実施されていないことや、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となっていない。

また、都道府県とセルフセンター等の事業者団体（以下「事業者団体」という。）との連携も、必ずしも十分ではなかった。

加えて工賃向上への取組は、都道府県レベルでの対応のみでなく、市町村レベル、地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であるが、十分に確立しているとは言えない状況にある。

このため、関係行政機関や事業者団体、地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、引き続き工賃向上に向けた取組をさらに推進することとしている。

その際、就労継続支援B型事業所等において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組として推進するものである。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

- (1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援の内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成26年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成24年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所生活介護事業所(生産活動を行っている場合。以下同じ。)、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。)

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃(月額又は、月額及び時間額)

(※都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「工賃倍増5か年計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

(イ) 目標設定

平成24年度から平成26年度の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃(月額及び時間額)を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃(月額又は時間額)により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業

所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア)で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営等の専門家による研修等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るようにすること。

c 技術指導の強化

事業内容に適した専門家（退職者等も含む）による技術指導により、製品等の質の向上を図ること。（例：農業等）

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

e 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。（以下同じ。））がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組とされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、目標工賃や目標工賃の達成状況を把握するとともに、都道府県のホームページや広報紙等を通じ事業所情報として公表すること。また、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供す

ること。ただし、この公表はあくまでも障害者に対する情報提供や各事業所の取組を広く広報することを目的としたものであることから公表の方法等について工夫願いたい。また、毎年度5月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと。

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む（2）のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、周知に当たっては、別添リーフレットを活用されたい。

（詳細については、『「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について』（平成19年5月21日障障発第0521001号）を参照されたい。）

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方公営企業が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むことが望ましい。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成に当たっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業者団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見の集約を図ること。

カ これまでの取組を見ると、事業者団体との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で、都道府県と事業者団体との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成24年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、7月を目途にその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべ

ての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は、平成24年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、都道府県の定める「工賃向上計画」と合わせ平成24年度から平成26年度までの間に取り組むことが適当である。

具体的には、事業所の現状分析、平成24年度から平成26年度における各年度の目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P. D. C. A [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。)

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具

体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。

また、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成24年度から平成26年度における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検、評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成23年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによって初めて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃水準向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事業者のネットワークによる事業も実施することも可能であること。
- d 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。
- e 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。
- f 市町村の取組を把握したうえで、市町村と連携して取り組むこと。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成24年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ

ージ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ別添の参考例などにより報告を求める。

(3) 具体的な取組の例を示す。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

◆用語解説

あ行

◎一般就労

雇用就労とも言われ、労働関係法の適用を受けて企業や事業所で雇用されること。

か行

◎工賃

生産活動（利用者が収益を生む活動等を営むこと。）に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当するもの。

◎工賃向上計画

平成24年度から平成26年度までの各年度の目標工賃額や工賃向上に資する取組等を目標設定することで工賃水準の向上を計画的に進めるため、就労継続支援B型事業所等において策定する平成24年度から平成26年度までの3か年の計画

◎工賃引上げ計画

平成23年度の目標工賃額や工賃向上に資する取組等を目標設定することで工賃水準の向上を計画的に進めるため、就労継続支援B型事業所等において策定する平成19年度から平成23年度までの5か年の計画

さ行

◎施設外支援

就労移行支援及び就労継続支援事業所（A・B型）の利用者が、障害福祉サービス事業所等とは別の場所で企業実習等を行うこと。

◎施設外就労

就労移行支援及び就労継続支援事業所（A・B型）の利用者が、利用者と職員でユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行うこと。

◎就労継続支援A型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能となる者につき、雇用契約を結び、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所

◎就労継続支援B型事業所

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う事業所

◎最低賃金

最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするもの。

た行

◎富山県社会就労センター協議会（セルプ協）

障害を伴う方々が利用している施設や事業所で作られた製品の販売促進活動や、様々な研修会や調査研究事業を通じて、障害者の社会貢献や自立を応援する機関
（事務局：（福）めひの野園内）

は行

◎発注促進税制

障害者の「働く場」に対する発注額を前年度より増加させた企業について、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割増して償却することができる制度

や行

◎優先発注制度

障害福祉サービス事業所等からの物品の購入、借入れ、製造、修繕等の契約及び役務の提供について、障害者雇用促進企業（障害者の雇用率が1.8%以上で、富山県内に本店を有し、富山県の物品等の競争入札参加資格を有する企業等）を優遇的に取り扱うことにより、障害者の雇用及び福祉的就労の促進を図るもの。

第2期富山県工賃向上支援計画

平成24年8月

富山県厚生部障害福祉課

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

TEL 076-444-3211 FAX 076-444-3494

(印刷)

地域活動支援センターⅢ型

富山生きる場センター

〒939-8075 富山市今泉312番地

この印刷物は、政策目的随意契約制度を活用し、
富山生きる場センターに発注しました。